

# 週刊住宅

2019年(令和元年)7月15日号  
NO.2869 (毎週月曜日発行)

年ぎめ購読料 18,500円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ  
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 巴ビル  
電話03-3234-2050 FAX03-3234-2070  
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネッツ流  
新・大家実践塾

小規模宅地等の特例は土地だけに適用できる制度で強力だ。適用できると、その土地の相続税評価は50%もしくは80%引きとなる。

大抵に言うと、自家の敷地は80%引きに、アパートなど賃貸物件の敷地は50%引きになる可能性がある。

平方公里まで相続税評価は80

%引きなる。  
仮に路線価10万円、330平方メートルの土地に本特例を適用すると、路線価による評価3300平方メートル×10万円="3300万円、特例による減額金額は330平方メートル×8万円="2640万円、土地相続税評価は

3300万円-2640万円="660万円。

まるまるこの制度を適用できる

度を適用できる

で全体の土地の評価が80%

していると80%引き。

賃付割引となる。ただし、自家事業用の宅地等に該当する

場合(賃貸物件の敷地)に

部分への適用要件はもう少

し厳しく、誰がその自宅を

該当するか、200平方メー

ト(2300万円)と評価

額は全く異なる。その理由

相続税に則った制度であつ

て裏技やウルトラC的なも

のではない。不動産を使つ

3、個人アクス=020

のに対し、賃付用地は20

の相続税対策にどんなに否

・4668・1851

## 「相続対策の不動産投資の仕組み③」

72

## 小規模宅地等の特例評価減 制度に乗っ取り8割圧縮も

■鑑査鑑定 小  
林雅裕  
〒247-00  
56神奈川県鎌  
倉市大船2?19?35CFネ

同じ路線価、同じ面積の地による評価減(3)小規模宅地等の特例による評価減

ツツ鎌倉ビル

土地であっても、自家用地

の場合は、(1)市

うが良いのに買ってしまっ

た場合(賃貸物件の敷地)に

(660万円)と賃付用地

といった段階を経て相続税

電話=0467-22-77

評価は圧縮される。すべて

72、携帯=080-41

96-1167 ファクス

=045-330-577

3、個人アクス=020

のに対し、賃付用地は20

の相続税対策にどんなに否

・4668・1851